

特集“土砂災害”が起きる前に!



8月20日、広島県で発生し、74名が犠牲となった土砂崩れは、皆さんの記憶にも新しいことと思います。また、道内でも、8月24日、礼文町で集中豪雨のため土砂崩れが発生し、2名が犠牲となっています。

近年、全国的に大雨による自然災害が増加している中、今年は道内各地でも大雨による洪水、土砂崩れ、浸水が発生し大きな被害をもたらしています。

今月の特集では「町内の土砂災害危険箇所」と「土砂災害から身を守るための備え」などについて掲載しましたので、参考にしてください。

新冠町内における土砂災害危険箇所について

北海道では、降雨による急激な崖崩れや長雨、集中豪雨などにより土石流などの土砂災害の発生する可能性のある場所として「土砂災害危険箇所」が公表されており、

これらの場所は、土砂災害が発生するおそれのある状況になったとき、特に警戒や避難が必要となる場所です。また、天候などによっては、危険箇所に指定をされていない箇所でも、がけ地や沢の近くでは注意が必要となります。

新冠町内の土砂災害危険箇所については、次ページの「新冠町土砂災害等危険箇所一覧」または、次に掲

● 載するWEBサイトにより確認できますので、土砂災害が起きる前に、皆さんの住宅の周りの危険箇所についてご確認ください。

● **胆振総合振興局室蘭建設管理部 (胆振・日高) 土砂災害危険箇所**

● <http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/dosyasaigai.htm>

● **北海道土砂災害警戒情報システム**
● <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

● ※左側メニュー「土砂災害警戒区域等の指定状況」よりアクセスしてください。

新冠町の土砂災害における避難勧告などの発令の判断基準について

新冠町では、発令基準に従い「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3つの区分を設定しています。用語解説と発令基準は次のとおりです。

● **避難準備情報**
「気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、その準備を行う場合に発令されます」

発令基準
1 大雨警報 (土砂災害) が発表された場合

● **避難勧告**
「立ち退き避難を行う場合に発令します」

発令基準 (次のいずれかに該当した場合に発令)
1 土砂災害警戒情報が発表された場合
2 土砂災害の前兆現象 (湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化など) が発見された場合

- **避難指示**
「直ちに立ち退き避難を行う場合に発令されます」
- 発令基準 (次のいずれかに該当した場合に発令)**
- 1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
 - 2 土砂災害が発生した場合



● 問い合わせ先 総務課総務グループ防災係 ☎ 0146・47・2111

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

小型家電のリサイクル回収について

平成26年4月から「小型家電リサイクル法」が施行され、町では役場庁舎とレ・コード館の正面玄関に「小型家電回収ボックス (青色)」を設置し小型家電を回収しています。

現在までに回収された量は976.3kgとなっており、国が認定するリサイクル事業者に引渡し、金属資源としてリサイクルされています。

貴重な資源を大切に使い、私たちの環境を守るため、ご家庭で不用となった小型家電がありましたら、ぜひ回収にご協力をお願いします。

回収対象は、ご家庭の電気や電池で動く製品が対象で、具体的には、パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、電源アダプタ、デジタルオーディオプレーヤー、ヘアードライヤーなどとなります。

回収ボックスの投入口のサイズは、縦30×横30cm

で、投入口から入らないものについては、従来通り、粗大ごみか不燃ごみとして出してください。

家電リサイクル法対象の4品目の「テレビ」「冷蔵・冷凍庫」「エアコン」「洗濯・乾燥機」は回収できません。

● 問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎ 0146・47・2112



「相続と遺言の形式・書き方」「成年後見制度」住民講座・登記相談会のお知らせ

毎日の暮らしの中で、次のような心配ごとや困りごとはありませんか?

● すでに所有者は亡くなっているのに、相続登記をしていないが、そのままでもいいのだろうか。

● 日頃、身の周りの世話をしてくれている長男に財産を相続させたいがどうしたらよいのだろうか。(遺言の形式・書き方)

● 認知症などの理由で、土地や財産を管理したり、介護サービスの契約を結んだりすることに不安がある。また、将来への備えはどうしたらよいのだろうか。(成年後見制度)

● お隣から塀がお隣の土地にはみ出していると言われたが、どうしたらよいか。

このような疑問を、司法書士と土地家屋調査士がわかりやすく解説し、相談に応じる「住民講座」と「相談会」を次の日程で開催します。

住民講座・登記相談会

・日時: 11月17日 (月)

・場所: レ・コード館

・費用: 無料

・日程:

10:00 ~ 10:50 住民講座「相続と遺言の形式・書き方」

11:00 ~ 11:50 住民講座「成年後見制度」

13:30 ~ 16:00 相談会

※相談会では、住民講座の内容のほか、登記に関する相談をお受けします。相談時間は、1組30分です。
※住民講座は、いずれか一方のみでも、受講できます。
※電話かFAXで申し込みください。(予約優先)

● 申し込み・問い合わせ先

総務課総務グループ総務係

☎ 0146・47・2111 FAX0146・47・2600

